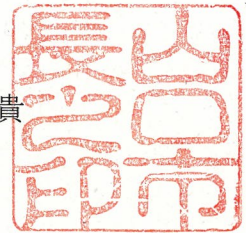


山口市公告第18号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、山口農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和8年2月20日

山口市長 伊藤 和 貴



1 縦覧場所

山口市農林水産部農業振興課 山口市亀山町2番1号

2 縦覧開始日

令和8年2月20日

3 農業振興地域整備計画の変更案に対する意見及び処理結果

意見書の提出なし